

内部通報制度の実務と監査役の役割
～コーポレートガバナンス・コードを踏まえた最新動向について～

2018年2月9日
国広総合法律事務所
弁護士 五味 祐子

1 はじめに～内部通報制度の位置づけ

企業がリスク情報を早期把握し、自浄作用を果たすための必須のツール

2 内部通報の機能不全が明らかになった最近の企業不祥事

2-1 具体例の検討

(1) A社不正会計事件

- ・(内部告発を受けたと言われる) S E S Cの調査による会計不正問題の発覚
- ・社内調査委員会→第三者委員会
- ・会計処理問題からウェスティングハウス社の損失問題へ

(2) B社製造方法偽装事件

- ・厚労省への内部告発による製造方法偽装の発覚
- ・内部告発リスクへの対策

(3) C社無資格者完成検査事件

- ・(内部告発を受けたといわれる) 国交省の工場立入検査による発覚
- ・長年にわたる無資格者による完成検査行為の発覚とその後の継続

(4) D社免震ゴム偽装事件

- ・子会社からの情報伝達の遅れと経営陣の意思決定の撤回
- ・内部告発者対策

(5) E社偽装事件

- ・空港滑走路地盤改良工事の薬液注入量のデータを改ざんして国交省に報告
- ・下請業者による一次下請業者を通じた会社への通報

(6) F社燃費偽装事件

- ・共同開発事業者による指摘
- ・社内問題指摘の無視

(7) H社ブランド牛偽装事件

- ・社内関係者の情報提供による発覚

2-2 原因の検討

(1) 経営層の意識と行動

- ・経営層の関与・隠ぺい指示・承認
- ・コンプライアンスへの取り組み姿勢への不信感
- ・ガバナンスの不存在、機能不全

(2) 内部通報制度の問題

- ・不十分な制度周知
- ・役員関連事案対応体制の未整備（独立窓口の不存在）
- ・不利益取扱禁止策の不徹底
報復、通報者特定情報漏えいへの恐れと不安
- ・社内調査の問題

(3) 組織体制の問題

- ・ 専門分野への遠慮とブラックボックス化
- ・ 「縦割り」とたこつぼ化
- ・ 無関心や遠慮による「現場任せ」

(4) 企業風土と職場環境の問題

- ・ 異論を述べない風土
- ・ 閉鎖的・固定的な人間関係
- ・ 人間関係への悪影響への不安

(5) 社員の意識

- ・ 「自分事ではない」という「事なかれ」の意識
- ・ 大事になることへの不安（会社が潰れるかもしれない、仕事がなくなるかもしれない）
- ・ 「確証がないから」という正当化

3 内部通報制度の現状と実効性向上のための動向

3-1 公益通報者保護法の改正に向けた動き

- ・ 2006年4月、公益通報者保護法の施行（2004年6月公布）。民間事業者向けガイドライン、行政機関向けガイドライン等の発出。
- ・ 2015年3月24日、閣議決定。
公益通報者保護制度の見直しを含む必要な措置を早急に行うこと

- ・ 2015 年 6 月、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」、「同検討会ワーキング・グループ」発足。公益通報者保護法の改正にあたっての検討事項の検討開始。
- ・ 2016 年 12 月、同検討会「最終報告書」公表。
- ・ 2016 年 12 月～2017 年 7 月、民間事業者向けガイドライン改正、行政向けガイドライン改正等の発出。
- ・ 2017 年 12 月～、「内部通報制度に関する認証制度検討会」の設置、開催。
- ・ 2018 年 1 月 15 日、内閣総理大臣から消費者委員会委員長への「公益通報者保護法の検討」の諮問、公益通報者保護専門調査会の再開と設置・運営規定の改正。

3-2 公益通報者保護法の枠組み

- ・ 別紙のとおり

3-3 法改正に向けた検討の方向性～公益通報保護制度の活性化

(1) 内部通報制度の重要性と実効性確保の必要性

- ・ 不正発見の端緒としての重要性
- ・ 内部通報制度導入の効果

(2) 現実

- ・ 大企業

- ・ 中小企業

- ・ 行政機関の対応

(3) 改正に向けた検討事項

- ・ 通報者の範囲の拡大
- ・ 通報対象事実に当たらない通報を理由とする不利益取扱いを保護の対象とするか
- ・ 不利益取扱禁止違反に対する行政措置・刑事罰

- ・ 通報先への法律上の守秘義務導入の検討
- ・ 事業者外部への通報の要件（真実相当性の要件）の緩和
- ・ 内部資料の持ち出しに係る責任の減免
- ・ 通報対象事実への関与に係る責任の減免
- ・ 通報と不利益取扱いとの因果関係の推定

4. 内部通報制度の設置と役員の法的責任

4-1 会社法と内部通報制度

(1) 内部統制システム整備義務と善管注意義務

(2) 内部統制システムの重要な要素としての内部通報制度

(3) グループ内部統制システムとグループ内部通報制度の整備

4-2 コーポレートガバナンス・コード（CGコード）における内部通報制度の位置づけ

(1) CGコードの定め

・ 原則 2-5

「上場会社は、・・・内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会はこうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである」

・ 補充原則 2-5①

「上場会社は、内部通報に係る体制整備の一貫として、経営陣から独立した窓口の設置（たとえば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである」

(2) 「経営陣から独立した窓口」の要請

・ 開示内容の傾向

エクस्पラインの事例が多い

- ・「外部窓口」は「経営陣から独立した窓口」といえるか

- ・制度上の解決策と運用上の対応策

5 監査役の役割

5-1 内部統制監査の対象としての内部通報制度の運用状況監査

5-2 内部通報案件の受理、調査主体としての監査役の役割

(1) 監査役が対応する案件の種類

- ・経営陣関連案件（経営者関与）、組織ぐるみ→ガバナンス、内部統制の不全

- ・内部通報制度の運用に対する通報案件への対応

- ・その他監査役に直接届く案件

- ・「匿名告発文書」の取扱

(2) 「経営陣から独立した窓口」としての対応

(3) 内部通報・告発対応の実務

- ・通報者とのコミュニケーション

- ・事実調査と評価

- ・監査役会のアドバイザーの必要性、有用性

- (4) 内部通報・内部告発を端緒とした危機管理における監査役の役割
 - ・ 社外役員とのコミュニケーション

- ・ 危機管理の進め方

5 内部通報制度によるリスク情報の把握・集約

5-1 リスク情報の早期把握・集約の重要性

- (1) 職制報告が原則

- (2) バイパスラインとしての内部通報制度

- (3) 内部監査と監査役監査によるリスク情報の把握

- (4) 外部からの通報、顧客クレームによる把握

5-2 グループ内部通報制度の整備

- (1) 国内グループ会社を対象とした内部通報制度の運用
 - ・ 不祥事によるブランド毀損はグループ共通

 - ・ 重大不祥事は遠くで起こる

- (2) 海外グループ内部通報制度の導入・運用へ
 - ・ FCPAが求める内部通報制度（処罰減免要素）

 - ・ 適用対象外となるEU諸国

 - ・ 言語、法令、慣習の違いへの対応

- ・ 重大リスクに特化した窓口という発想
- ・ 調査の困難さと現地の法律事務所、弁護士の確保

5-3 取引先からの通報への拡大

(1) 下請企業、協力会社からの通報

(2) CSR経営とサプライチェーンからの通報

6 内部通報制度の実効性を高める施策

6-1 経営トップのメッセージの重要性

6-2 「通報義務」の導入は？

6-3 社内リーニエンシーの導入・活用とインセンティブの検討

6-4 効果的な通報制度の運用状況開示

7 まとめ

- 企業不祥事に対する投資家から厳しい評価。特に、海外機関投資家
- 内部通報制度は・・・
 - 不正・不祥事の小さな芽を摘む
 - 自浄作用を果たす
 - 情報をコントロールして危機拡大を防ぐ（危機管理のイニシアティブをとる）
- 監査役が内部通報制度の実効化の鍵